

近畿農政局輸出に取り組む優良事業者表彰実施要領

制 定 令和2年11月24日付け2近経第773号

第1 趣 旨

我が国の農林水産物・食品の輸出については、「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、令和12年までの輸出額5兆円の目標が示され、また、「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」（骨太方針2020）（令和2年7月17日閣議決定）において、令和7年度までの輸出額2兆円の間目標が示されたところである。

このため、近畿農政局管内における農林水産物・食品の輸出に取り組む事業者の意欲に喚起し輸出を促進するため、優れた輸出事業者に対し表彰を行い、その取組を広く紹介することとする。

第2 実施主体

この表彰は、近畿農政局が実施する。

第3 近畿農政局長表彰

表彰対象者は、近畿農政局管内において我が国の農林水産物・食品の輸出に係わる業務に携わる団体（企業、法人、任意団体等）又は個人（以下「輸出事業者」という。）とし、特に優れた輸出事業者（以下「表彰事業者」という。）に対し、近畿農政局長の賞状を授与することができる。

第4 表彰手続

- 1 応募は推薦により行うことができるものとし、次のとおりとする。
 - (1) 都道府県、農林水産業関係団体（農業協同組合、漁業協同組合等）、大学等の研究機関その他の関係機関は優れた輸出事業者を推薦することができる。なお、これらの推薦者が輸出事業者である場合は、自薦することができる。
 - (2) 上記（1）によるほか、輸出事業者は自薦することができる。
 - (3) 上記（1）及び（2）の推薦者は、推薦様式及び関係する書面（以下「推薦様式等」という。）を近畿農政局長あて提出し推薦することができるものとする。
 - (4) 推薦様式等は本省表彰における推薦様式等に従ったものとし、毎年度定めるものとする。
- 2 近畿農政局長は、選賞審査を適正かつ円滑に実施するため外部委員及び農政局職員から構成される審査会を設置する。なお、委員長については、外部委員とする。
- 3 審査会は、上記1により推薦のあった輸出事業者について書面審査を行うとともに、必要に応じて経営・事業支援部輸出促進課に現地調査その他確認調査を実施させ、これらの結果に基づき近畿農政局長表彰候補者を選定する。なお、審査の結果、

候補者の数が3を超える場合には、候補者の選定は委員長の判断に委ねるものとする。

- 4 選賞審査にあたっては選賞基準に基づき実施することとする。
- 5 上記4の選賞基準は、輸出規模、成長性、イノベーション、定着性、波及効果の項目の他、近畿地区の農林水産業、食品産業の発展に貢献した取組となっているか、また、文化、歴史、風土等の面において近畿地区に特有の取組となっているかについてを審査項目とし、毎年度定めるものとする。
- 6 上記3により選定された候補者について、近畿農政局長が表彰事業者を決定する。

第5 その他

- 1 推薦に関する提出書類は返却しない。
- 2 推薦内容が事実と異なる場合は、推薦されていても無効となる場合がある。
- 3 その他必要な事項は経営・事業支援部が別に定めるものとする。
- 4 表彰は毎年度1回行うものとし、表彰を受ける者に賞状を授与することとする。
- 5 表彰事業者及びその取組について近畿農政局ホームページ等を通じて、広く普及に努めることとする。
- 6 応募事業者に関する提出書類に記載された個人情報については、本人の同意なく農林水産省、審査会の委員、その他表彰事業に係わる者以外の第三者に開示することとはしない。

附則

この要領は令和2年11月24日から施行する。